令和８年度庁議報告事項	
第１２回庁議（２０２６年９月２９日）	まちづくり推進部まちづくり事業課

【件名】区画街路第３号線及び補助第２２０号線Ｉ期区間の事業認可変更について

【要旨】新井薬師前駅の交通広場となる区画街路第３号線は、西武鉄道株式会社所有地を除き全ての事業用地の契約が完了し、現在、建築物の解体工事を行っている。取得済みの事業用地については、一部を連続立体交差事業の作業ヤードとして活用しており、その他の事業用地については、地域のにぎわい創出に資する広場として整備する。同様に西武新宿線と交差する補助第２２０号線Ｉ期区間は、全ての事業用地の取得が完了し、連続立体交差事業の作業ヤードとして活用している。この２路線について、西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業の事業期間が令和１６年３月３１日まで延伸されたことを受け、事業期間等の変更手続きを行う。

１　事業認可変更の概要

（１）区画街路第３号線

事業名称：東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第３号線
変更日：令和８年１２月予定
事業期間：平成２９年２月１３日から令和１９年３月３１日まで
（変更前：令和１２年３月３１日まで）
事業費：約７２億円＜現在精査中＞　（変更前：約６９億円）

（２）補助第２２０号線Ｉ期区間

事業名称：東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第２２０号線
変更日：令和８年１２月予定
事業期間：平成２７年１２月８日から令和１９年３月３１日まで
（変更前：令和１２年３月３１日まで）
事業費：約９億円＜現在精査中＞　（変更前：約８億円）

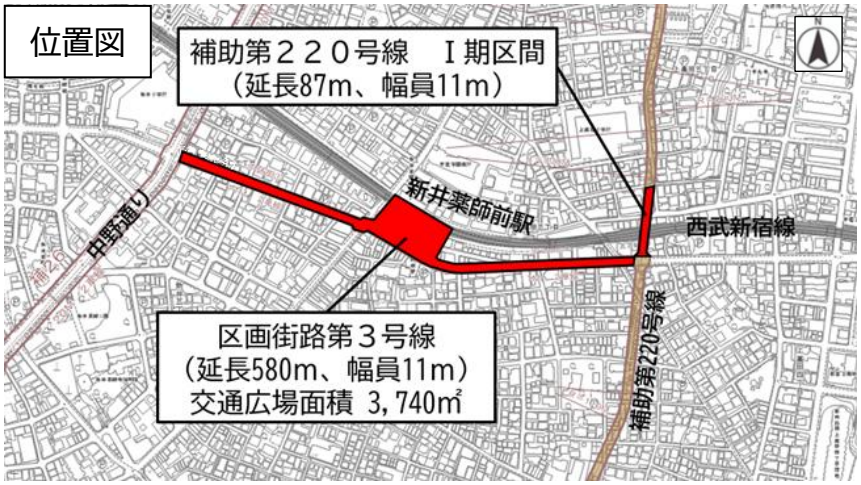

２　変更理由

区画街路第３号線及び補助第２２０号線Ｉ期区間は、いずれも現在の鉄道用地を含む計画となっており、連続立体交差事業による鉄道地下化後、地上部分の鉄道施設の撤去が完了した後に整備を行うこととなる。昨年度、連続立体交差事業の事業期間が令和１５年度末までに変更されたことを受け、鉄道地下化後の道路整備期間を考慮し、本事業の事業期間等の変更を行うものである。

３　仮設広場の整備

区画街路第３号線の事業用地については、上記認可変更に伴い、交通広場整備に着手するまでの間、遊休地として管理することになる。現在、フェンス等で囲い閉鎖管理しているが、交通広場整備工事に着手するまでの期間、段階的ににぎわい創出に資する広場として整備し、活用していく。本年度は、現在使用可能な事業用地の段差解消等の工事を部分的に行い、イベント等での活用を図る。広場内の区道を含めた仮設広場全体の整備については、来年度、建築物の解体工事完了後に整備工事を行う予定である。

４　仮設広場の活用方策（案）

仮設広場については、将来の駅前空間活用に向けた実証を行うこと及び商店街のにぎわい創出や創業支援につなげることを目的として活用する。

活用に当たっては、周辺商店街等と連携しながら、「歩きたくなるまちづくり（まちなかトライアル）」の実践に加え、商店街イベントとの連携やトレーラーハウス等を活用した創業者等のチャレンジ機会の創出に取り組む。これらの取組を通じて、利用実態や来訪者ニーズを把握するとともに、にぎわい創出手法や回遊性向上効果を検証し、将来の駅前空間活用や商店街への出店誘導につなげていく。

５　事業認可変更等の周知
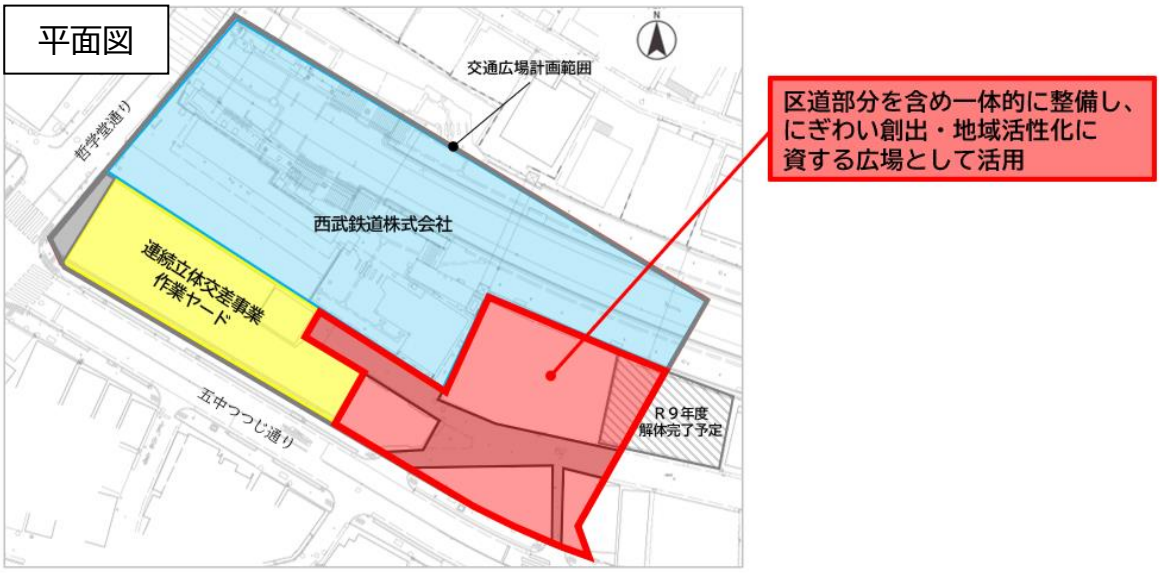
今回の事業認可変更及び仮設広場整備等に関する周知については、現地事業用地内への掲示のほか、区報掲載、区ホームページ掲載、町会等へのお知らせを想定している。